

5号道路の指定の取消し運用基準

令和4年10月1日制定

1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路（以下「5号道路」という。）において、高知市道路位置指定指導要綱（平成4年4月1日告示第54号）第10条に基づき、職権により指定の全部又は一部を取り消す場合の基準及び手続を定めたものである。

2 指定の取消しの対象となる5号道路

指定を取り消すことができる5号道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 指定の意義が実質的に失われているもの

- ア 法第42条第1項第1号に規定する道路（以下「1号道路」という。）となったもの
- イ 1号道路を包含する5号道路（指定の全て又は一部を取り消すことにより、当該道路に接する建築物の敷地が法第43条の規定に抵触しないものに限る。）

(2) 指定に適合した道路が現に存在しないもの

- ア 指定後に道路の築造が行われていないもので、現に指定の基準に適合している道路がなく、道路が築造される見込みがないもの
- イ 公共事業の施行等により、道路の形態がなくなったもの

3 指定の取消しに当たっての留意事項

指定の取消しに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 指定の意義が実質的に失われているもの

- ア 1号道路として路線の認定と道路区域の決定がなされていることを確認する。
- イ 必要に応じて現地確認を行い、道路幅員及び道路延長を計測し、取消しの可否を判断する。

(2) 指定に適合した道路が現に存在しないもの

- ア 現地確認を行うとともに、複数年の航空写真等をもって道路の築造の有無を確認する。
- イ 指定後に道路の築造が行われていないものである場合は、その状態が長期間（20年以上）に渡ることをもって、道路の築造の見込みがないものと判断する。
- ウ 公共事業の施行等により道路の形態がなくなったものである場合は、事業の完了をもって道路を復元する見込みがないものと判断する。

4 告示

市長は、5号道路の指定を取り消したときは、次の各号に掲げる事項を告示する。

- (1) 取消番号及び取消年月日
- (2) 道路の位置（地名地番）
- (3) 道路の幅員及び延長
- (4) 従前の指定年月日及び指定番号

5 効力

5号道路の指定の取消しは、前項の規定による告示によって、その効力を生ずる。

【解説図】

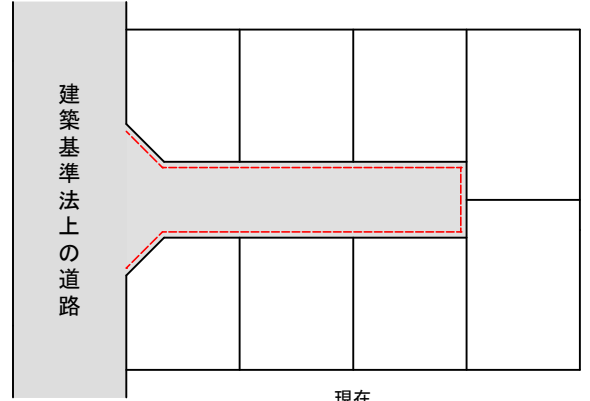
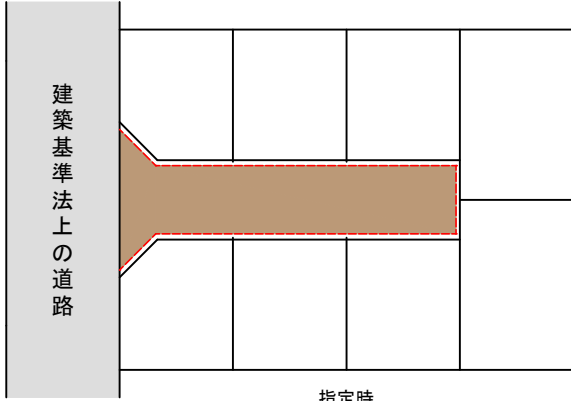
<凡例> 虚線：5号道路

茶色：私道

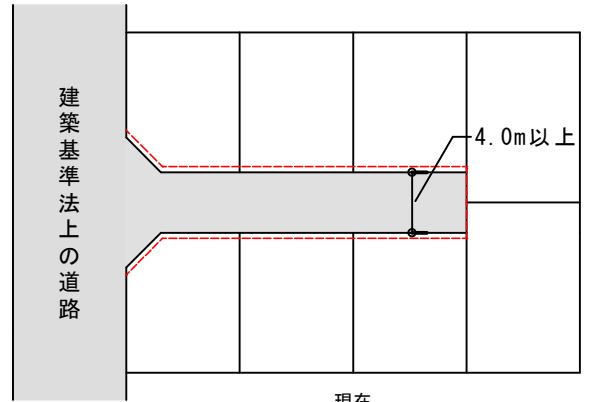
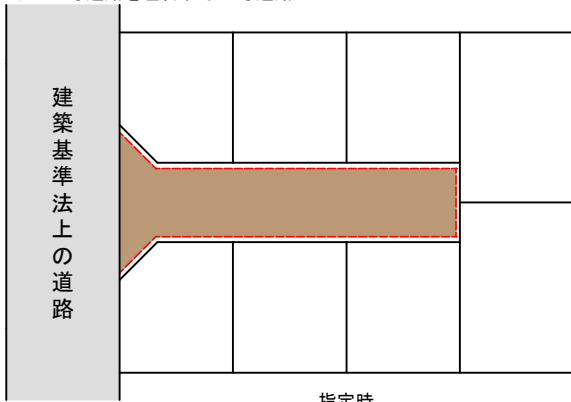
灰色：公道

(1) 指定の意義が実質的に失われているもの

ア 法第42条第1項第1号に規定する道路となったもの

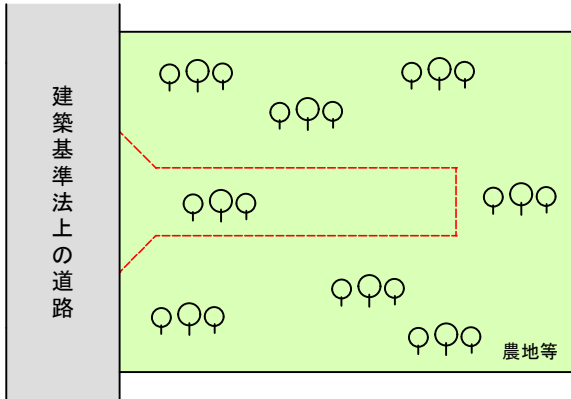


イ 1号道路を包含する5号道路

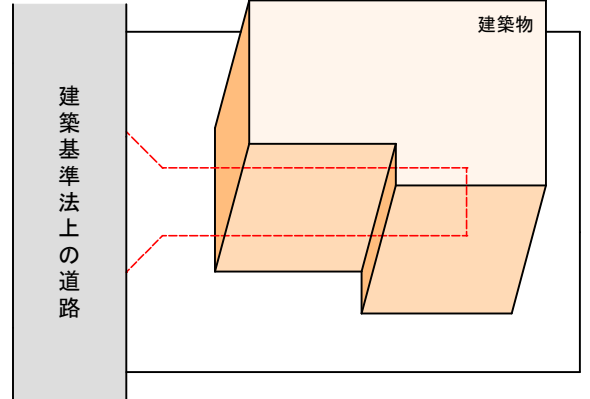


(2) 指定に適合した道路が現に存在しないもの

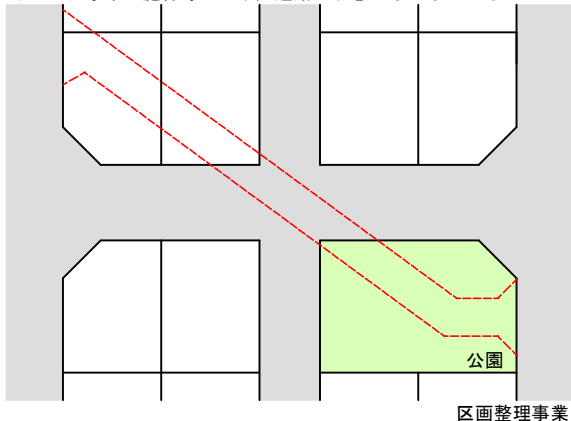
ア 道路の築造が行われていないもの



ア 道路の築造が行われていないもの



イ 公共事業の施行等により、道路の形態がなくなったもの



イ 公共事業の施行等により、道路の形態がなくなったもの

